

## 第7期 雲南市農業委員会第34回総会議事録

1. 日 時 令和5年4月18日（火） 13:30～14:38

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（18名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	5番 柳原 昌広
6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕
10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武
14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子
18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎		

4. 欠席委員（1名）

4番 堀江 広孝

5. 事務局又は説明者

統括監 落合 正成 局長 田部 公利 主査 多根 英志 統括主幹 小林 弘典  
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第232号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第233号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第234号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第235号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第236号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第34回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、14番渡部晴夫委員、15番小田川清委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合意解約届(農地法第18条第6項通知)の受理について</li> <li>・農地等返還通知(使用貸借解約)の受理について</li> <li>・田畑転換届の受理について</li> <li>・災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る工期変更届出書の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願い致します。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第232号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書8ページ、議第232号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書9ページをご覧ください。図面資料は1ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は533㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け耕作を行うということです。譲受人は現在の耕作面積が0㎡となっておりますが、自宅の前にある申請地を以前から家庭菜園として耕作していたそうです。機械については管理機や草刈り機を持っておられ、所有権取得後も変わらず耕作をしていくとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の6筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は3, 150㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け耕作及び管理を行うということです。申請人は親戚同士であり、申請地は譲受人の自宅の周りの農地であるため以前より譲受人が耕作をしていたそうです。畑は全て譲受人自身が耕作しており、田は作業によっては委託をしながら今後も耕作していくとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p>
議 長	<p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第232号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第232号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第232号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第233号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第233号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は5件の申請が出ております。11ページをご覧ください。図面は8ページからです。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は66㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は自家用車の車庫と来客用駐車場がないため、申請地に整備したいとのことで、車庫1棟13.8㎡を建築されます。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成12年から申請人の親族が車庫を建築し、気がつかないまままで利用してしまったとのことです。農用地区域内ですが令和5年3月15日に農振除外の事前了承が出ております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。確</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の3筆です。地目は議案書の通りで申請面積は289㎡です。申請人は議案書の通りで、転用目的及び転用理由は屋根付きの車庫がないため申請地に車庫を建築したい。また、居宅への進入路、居宅敷地の一部として利用したいとのことで車庫兼物置1棟14㎡を建築されます。始末書が提出されており、平成13年頃に砂防ダムの建設工事のため建設業者から道路を整備したいと依頼があったことから承諾した。また、工事の残土を用いて自宅の法面を修復してはどうかと言われたため、修復してもらった。当時から該当地が農地であるという認識はなく、手続きをしないまま今まで利用してしまったとのことです。今回新しく車庫を建築されるにあたって、該当地が農地であると判明したため併せて申請をされました。農用地区域内ですが3月15日に農振除外の事前了承が出ております。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じで、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書の通りで申請面積は410㎡です。申請人は議案書の通りで、転用目的及び転用理由は居宅の増築及び庭の拡張のため申請地を利用したいとのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により申請地は昭和51年と平成2年から居宅の増築をきっかけに住宅敷地として利用してしまったとのことです。農用地区域内ですが3月15日に農振除外の事前了承が出ております。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じで、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書の通りで申請面積は1,646㎡の内196㎡です。申請人は議案書の通りで、転用目的及び転用理由は農業用倉庫及び車庫がないので申請地に建築したいとのことで、車庫兼倉庫1棟75.64㎡を建築されます。始末書が提出されており、農地法の認識不足により平成15年に車庫兼倉庫を建築し利用してしまったとのことです。農用地区域内ですが3月15日に農振除外の事前了承が出ております。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は規則第33条第1項第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書の通りで申請面積は996㎡の内20㎡と10㎡で合計30㎡です。申請人は議案書の通りで転用目的及び転用理由は現在の墓地が山の中腹にあり管理が困難なため、自宅の近くに移転したいとのことで、墓碑1棟10㎡、参道20㎡を整備されます。農用地区域内ですが3月15日に農振除外の事前了承が出ております。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じで、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>なお、すべての案件は農振除外の事前了承案件ですので、本日許可相当と決定いただいた場合、農振除外の決定後に会長先決により許可となります。また、申請番号4番については第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。最初に私の方から補足説明をさせていただきます。</p> <p>1番目の案件ですが、推進委員に現地確認をしていただいた始末書案件でございます。申請場所は〇〇の少し下側にあり、市道からよく見える位置にあります。9ページの写真及び図面を見ていただくとわかりやすいですが、家と家に挟まれ後ろには大きな山が迫っているようなところですので、農地としての条件はあまり良くない場所となっております。今回申請となった経過としては、最近、家屋等を相続し空き家バンクに登録するため相談をしたところ、車庫の下が農地であるということがわかり将来的にバンクに登録することから申請に至ったということです。平成12年頃に親族が車庫を建築し現在に至っています。転用面積としては車庫と進入路の一部となっていることから適切であり、居宅に隣接しているため非常に便利であり引き続き使用したいとのことです。始末書が出されており、今後は法令を遵守し、十分注意したいとの事です。以上、ご報告を致します。他に担当区域の委員で補足説明はございますか。</p>
3 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
3 番	<p>3番です。申請番号2番ですが、始末書案件でしたので聞き取りを行いました。図面の12ページをご覧ください。道路そばの申請地へ車庫を建築しようとして手続きを始められたところ、進入路部分と住宅の庭の一部が登記簿上農地であったため今回の転用申請に至ったようです。図面には映っていませんが、平成13年頃に砂防ダムの建設があり、車両進入路として整備しコンクリート舗装されたそうです。また、その際の残土を利用して庭を広げられました。整備の際には申請者も同意の上で、事業者が工事をされています。現地確認も行いましたが、ダム現場に続くルートとしてはこの場所が最適であったようです。始末書が出ていますので読み上げます。申請地は平成13年頃以前は畑として利用しておりました。平成13年頃から平成16年にかけて申請地南側に砂防ダムを建設するにあたり、大型ダンプや重機等が通行できるよう道路を整備したいとのお願いが建設業者からあったため承諾しました。そこで、現況のようにコンクリート舗装がなされた道路が整備されました。現在でも砂防ダム管理者が道路を利用しておられます。また、居宅敷地の一部についても同様に、建設時に出た残土を利用して、崩れかかっていた法面を修復してはどうかとの提案を頂いたため、提案通り工事を行っていただきました。当時は申請地部分が農地であり各種手続きが必要であるという認識はなく、何かしらの必要な手続きがあったとしても公共事業に関する工事であるため官公庁に行って頂けるものという認識でございました。しかしながら、今般、車庫兼物置を建築するにあたり当該土地を調べたところ、申請地は農地のままであり、必要な手続きを経ていないことが分かりましたので正式に申請などを行わせて頂きたく存じます。農地転用許可申請等の必要な手続きを行う前に転用していましたことをお詫び申し上げます。この度のことを反省すると同時に今後このような事が無いよう留意致しますと始末書が出ていますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
1 5 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 5 番	15番です。3番は始末書案件のため4月10日に申請者宅で聞き取り調査を行いました。

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>たので報告します。申請地は昭和51年に親族が自宅を建築しましたが、農地転用の手続き等全て終了しているという認識でした。平成25年に宅地内に墓を建てる時に今回の申請地が転用されていないことが分かりましたので申請に至ったようです。元の居宅が集落の高台にあり不便であった事から自己所有農地の現在の場所に移転されました。隣接の農地は全て自己所有農地であるため影響はありません。聞き取り調査は以上ですが、始末書が出ていますので読み上げます。申請地は平成元年4月に親族より相続しました。昭和51年に母屋を建て替え、平成2年には離れを増築し転用しました。平成25年に宅地内に墓地を移転するため分筆登記を行った際に、対象地番にまたがっていることを指摘され気になっていましたが、令和4年7月に農用地区域の変更と農地転用の手続きを依頼した次第です。理由はともあれ無断転用したこと、知らなかったとはいえ農地法を守らなかったことは、誠に申し訳なく、深く反省しております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたします。以上でございますのでよろしくお祈いします。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
2 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
2 番	<p>2番です。申請番号の4番ですが、4月9日に推進委員から聞き取り調査を行っていただいておりますので報告します。現在7人家族であるが孫の成長に伴って隣接地に親族の家を建てるため5条申請を行う手続きをしていたところ、申請地の転用手続きが行われていないことが判明したということです。転用の目的は親族の家を建築した場合の自家用車の車庫兼倉庫として使用したいそうですが、既に平成15年に農業用の車庫、倉庫として建築し、現在も使用しているとのこと。申請地は市道からの出入りなど利便性が高いため今後も車庫として使用したいそうです。顛末書が出ていますので読み上げます。この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、申請地は農地でありましたが平成15年に車庫、倉庫を建築して利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますという顛末書が出ております。審議の程をよろしくお祈いいたします。</p>
議 長	他に補足説明は有りませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第233号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第233号農地法第4条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号1番から3番、及び5番は農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第233号農地法第4条の規定による許可申請につい

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>て、申請番号1番から3番、及び5番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は会長専決により許可の決定をいたします。</p> <p>次に、本案件のうち申請番号4番は島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第233号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号4番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され許可を適当と認められた場合、並びに県知事の同意が得られた場合は会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第234号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第234号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書14ページをご覧ください。図面は25ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は1,218㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場を整備されます。転用理由は隣接する事業者へ既存の資材置場を売り渡したことにより手狭になったため、新たに資材置場を整備したいとのことです。始末書が提出されており、令和4年12月末頃より、一部を資材置場として利用してしまっただけのことです。農用地区域内ですが、令和5年3月15日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は609㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟78.66㎡及び駐車場を整備されます。転用理由は現在の住宅が手狭になったため、申請地を借り受け住宅を新築したいとのことです。農用地区域内ですが3月15日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は44㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は宅地拡張で、転用理由は公道への出入り口のため、駐車場や進入路として利用したいとのことです。始末書が提出されており、既に宅地への駐車場や進入路として利用してしまっているとのことで</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>す。農用地区域内ですが3月15日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は合計1,506㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場を整備されます。転用理由は周辺部に資材置場が無い場合、申請地を資材置場として利用したいとのことです。農用地区域内ですが3月15日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。なお、すべての案件は農振除外の事前了承案件ですので、本日、許可相当と決定いただいた場合は農振除外の決定後に会長先決により許可となります。また、申請番号2番については第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告します。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
9 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
9 番	<p>9番です。1番の案件について説明いたします。図面の26ページをご覧ください。申請地の上側に事業計画者の第2加工場、左側に第1加工場があります。上側が川にむかっていく方向になります。従来、第2加工場の周辺に資材置場がありましたが、昨年9月より半分程度を売却して使用できなくなったことから近場で資材置場を探していたところ当該農地について譲り受けることがまとまったそうです。行政書士へ手続きの依頼をしたことから資材置場が不足すると事業に影響があると考え、手続きもしたので事前着工を昨年の12月から開始してしまったということです。1,000㎡を超えることから推進委員と2人で現地を確認しております。また、申請地は第1加工場に近いため場所の選定とされました。顛末書が出されておりますので読み上げます。この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、申請地は農地でありましたが、現在の資材置場が狭いため令和4年12月末ごろより一部を資材置場として利用していました。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところ事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意致しますと出されております。よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
1 7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。お願いします。</p>
1 7 番	<p>17番です。申請番号3番につきましてご説明いたします。資料33ページから35ページまでをごらんください。こちらについては、推進委員に聞き取り調査を行っていただいております。申請者は平成12年に分譲地を購入され、土地の造成、居宅の建築を行い現在に至っております。今回、付属建物を建築する際に申請地が別の所有者の方で、且つ農地である事が判明したそうです。この申請地については、既に車の進入路と使用されていることから、正式な手続きを経て今回解決したいということで出されたものです。始末書</p>



発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>がだされており、農地転用許可申請等の必要な手続きを行う前に転用していましたことに深くお詫び申し上げますということで、この度の事を反省すると同時に、今後このような事が無いよう留意致しますということでございます。審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
1 1 番	他に補足説明はございませんか。
議 長	はい。
1 1 番	はい。どうぞ。
議 長	<p>1 1 番です。4 番の案件につきまして1, 0 0 0 m<sup>2</sup>を超えているということで聞き取り調査をしましたので報告します。4 月 1 2 日に事務所の方で事業計画者にお会いしました。現場確認は4 月 1 1 日に行っております。令和 3 年災の災害工事が頻繁に発注されておりこの地区で資材置場を探していたということです。この申請地は、以前に一時転用で残土処理場として使用していたが、写真で分かるとおりに整地をして所有者へ返却したということです。近くに畑がありますが、道を挟んだ反対側にあるので問題ないと判断しました。近場で資材置場として使用するために申請地は利便性が高いということで、今後も利用したとのことです。以上でございますので、ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	他に補足説明は有りませんか。
	(無しの声あり)
議 長	以上で、議第 2 3 4 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 3 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号 1 番、3 番、及び 4 番は農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 2 3 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番、3 番、及び 4 番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち申請番号 2 番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 2 3 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 2 番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され許可を適当と認められた場合、並びに県知事の同意が得られた場合は会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	次に、議第 2 3 5 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書16ページ、議第235号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書17ページをご覧ください。今回は設定件数12件、内訳は〇〇町8件、〇〇町4件です。また、借り受け戸数は7戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法附則法律第56号第5条に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。あの時計で14時30分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">..... (休憩) .....</p>
議 長 7 番	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、利用権貸借の1番から8番と12番について〇〇町からお願いします。</p> <p>7 番 はい、7番です。〇〇町の案件については8件ございました。2件が新規、6件が再設定でございますが、いずれも設定を受けられる方が実績のある方ばかりですので問題ないと判断しましたのでよろしくお願いたします。</p>
議 長 1 5 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>1 5 番 はい、15番です。〇〇町の12番の案件ですけれども設定をされる方と受けられる方が〇〇町ですので私の方で確認をしております。お互いによく知っておられて再設定でありますので問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第235号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の1番から8番と12番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第235号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の1番から8番と12番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町分の利用権貸借の申請番号9番から11番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、13番委員には、ご退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(13番委員 退席)</p>
議 長 5 番	<p>それでは、議事参与の制限に該当する案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p> <p>5 番 はい、5番です。9番から11番の案件につきましては再設定であり、受け手の方も法</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>人であることから妥当と判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第235号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち利用権貸借の申請番号9番から11番の案件は、申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第235号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち利用権貸借の申請番号9番から11番の案件は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>13番委員にはご着席願います。</p> <p>(13番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第236号雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ、議第236号雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示についてを説明します。議案書23ページには告示改正案と24ページには新旧対照表がありますのでご覧ください。今回のこの要綱は今年度7月の改選に向けた雲南市農業委員会の委員候補者を評価するための評価委員会の設置に関する必要な事項を定めているものとなっています。また、雲南市では令和5年度から一部の組織改編がなされており、今回この要綱に定められている課名が変更となったところです。最終24ページの新旧対照表をご覧くださいとわかりやすいですが、要綱中の第3条第1項第3号の農政課長を農業畜産課長へ変更を掛けることが改正の理由です。従いまして、その他の事項についての変更はございません。今回、評価委員会を開催する予定であることから、本日の総会へ議案として提出させていただいたものです。最後に、この要綱は本日、制定の決定をいただければ同日付の告示日、施行日といたします。以上、ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第236号雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第236号雲南市農業委員会の委員に関する評価委員</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>会要綱の一部を改正する告示については、提案のとおり制定することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">( 1 4 : 3 8 終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_